

越生町スズメバチ等駆除用防護服貸与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スズメバチ等（スズメバチ、アシナガバチその他町長が営巣の場所を考慮し駆除することが必要と認める蜂をいう。以下同じ。）による危害を防止し、町民が安全かつ快適に生活することのできる環境づくりに資するため、スズメバチ等の駆除（以下「駆除」という。）をしようとする者に対して、安全に駆除をするための防護服（以下「駆除用防護服」という。）を貸与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与対象者)

第2条 駆除用防護服の貸与を受けることができる者は、駆除を営利の目的としない個人又は法人その他の団体であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) スズメバチ等が営巣している建物又は土地（いずれも本町内に所在するものに限る。）の所有者、使用者又は管理者
- (2) 本町の行政区その他これに類すると町長が認める団体
- (3) スズメバチ等の営巣（本町内に所在するものに限る。）の付近に居住する個人（第1号に掲げる者を除く。）

(借用の申請)

第3条 駆除用防護服の貸与を受けようとするもの（以下「借用者」という。）は、スズメバチ等駆除用防護服借用書（別記様式）により町長に申請しなければならない。

(貸与期間)

第4条 駆除用防護服の貸与期間は、町長が借用者に駆除用防護服を貸与した日の翌日から起算して2日とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(貸出料)

第5条 駆除用防護服の貸出料は、無料とする。ただし、殺虫剤等による駆除に要する費用は、借用者の負担とする。

(目的外使用等の禁止)

第6条 借用者は、駆除用防護服を駆除以外の目的に使用し、又はこれを第三者に転貸し、若しくは譲渡してはならない。

(返還)

第7条 借用者は、第4条に規定する貸与期間終了後、直ちに駆除用防護服を町長に返還しなければならない。この場合において、駆除用防護服を汚してしまった場合には綺麗にしてから返還するものとする。

(借用者の責務)

第8条 借用者は、駆除をしようとするときは、スズメバチ等の営巣の状態及び周囲の状況を把握し、必要に応じて周辺住民に駆除する旨を周知するほか、事故等のないように十分な注意を払わなければならない。

(損害賠償等)

第9条 借用者は、駆除用防護服を損傷し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 町長は、駆除用防護服の使用に伴う事故等については、損害賠償責任を負わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、駆除用防護服の貸与に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (平成25年要綱第39号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。